

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱の一部を改正する告示 (地域福祉推進課)	321
○保安林の指定解除 (丹後広域振興局)	〃
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定 (水産事務所)	322
○公共測量の実施 (用地課)	〃

公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	325
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	326

公 安 委 員 会	
○落札者の決定	326
○一般競争入札の実施	〃

選 挙 管 理 委 員 会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	328
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	329

告 示

京都府告示第306号

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱の一部を改正する告示

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱(平成23年京都府告示第429号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改め、「(以下「利用証制度」という。)」を削る。

第2条中「要綱」を「告示」に改め、同条第1号中「以下同じ。」を削り、同条第2号中「(以下「施設管理者」という。)]及び「府が次条第2項の規定により」を削る。

第3条を次のように改める。

(おもいやり駐車場の登録等)

第3条 おもいやり駐車場の登録及びおもいやり駐車場であることを示す案内掲示板に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4条を次のように改める。

(おもいやり駐車場の利用)

第4条 おもいやり駐車場の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第5条から第10条までを削る。

第11条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第5条とする。別表第1及び別表第2を削る。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

附 則

- この告示は、令和8年8月1日から施行する。
- この告示による改正前の京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱別記第2号様式及び別記第3号様式により作成された案内掲示板及び京都おもいやり駐車場利用証で、この告示の施行の際現に使用されているものの取扱いについては、この告示による改正後の京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

京都府告示第307号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年6月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除保安林の所在場所
京丹後市峰山町菅小字胡麻谷10033
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



京都府告示第308号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年6月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

網野町加入区



京都府告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府中丹広域振興局長から通知があった。

令和8年6月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
舞鶴市字蒲江及び油江地内
- 2 測量の期間
令和8年6月1日から令和8年12月25日まで
- 3 測量の種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び境界測量）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。
また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和8年6月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 製造物品の名称及び数量
 - ア 京都府広報紙「きょうと府民だより」全戸版
予定数量 14,700,000部(259,700,000ページ)
 - イ 京都府広報紙「きょうと府民だより」文字拡大版
予定数量 8,400部(644,000ページ)
 - (2) 製造物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
契約締結日から令和9年9月30日まで
 - (4) 納入場所
京都府総務部入札課経由 京都府広報課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）ほか18箇所(予定)
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5428
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
 - ア 交付期間
令和8年6月5日（金）から令和8年7月7日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者

で、次の業務種目に登録されているもので当該印刷物を製造することができる設備を有するものであること。

大分類「印刷・製本」一小分類「一般印刷」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した製造物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のアと同じ。
- (2) 提出方法
ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。
なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。
- イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。
- (3) 確認通知
入札参加資格の確認については、別途通知する。
- (4) その他
ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。
- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)と同じ。
- (イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出期限
令和8年6月16日（火）午後5時
なお、その後も随時に受け付けるが、この場

合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年7月21日（火）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年7月22日（水）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年7月22日（水）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア及びイに示す「きょうと府民だより全戸版」「きょうと府民だより文字拡大版」の各々1ページ当たりの単価（税抜き）及び単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額（税抜き）とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、電子調達システムにおいては、合計額は自動計算されるため、各項目ごとの単価を入力すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
 ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
 オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札
 カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
 キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
 ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
 ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
 コ 1の(2)に掲げる製造物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札
 サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
 シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2

項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 Public relations brochure "Kyoto Fumin Dayori"
 Approximately about 14,700,000 copies (about 259,700,000 pages)
 "kyoto Fumin Dayori ENLARGED EDITION"
 Approximately about 8,400 copies (about 644,000 pages)
- (2) Bidding method
 Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
 From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, June 5, 2026 to Tuesday, July 7, 2026 (except for Sundays and Saturdays)
- (4) The time, date and place for submission of tender
 From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday, July 21, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday, July 22, 2026
 Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
 5:00 PM on Tuesday, July 21, 2026
- (6) The time, date and place for the opening of tender
 10:15 AM on Wednesday, July 22, 2026
 Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
 Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年6月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大東土地株式会社
寝屋川市香里本通町5番11号
代表取締役 大東 範行
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヒルズコート
八幡市美濃山ヒル塚31番地の1ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗の名称及び所在地	八幡市美濃山ヒル塚31番地の1ほか14筆	八幡市美濃山ヒル塚31番地の1ほか	令 8. 5. 14	店舗敷地の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社マナベインテリアハーツ 高知市針木東町24番10号 代表取締役 真鍋 守利 ほか1業者	株式会社ナップス 横浜市中区桜木町一丁目1番地8 代表取締役 望月 真裕 ほか1業者	5. 4. 28	小売業を行う者の変更のため

2 届出年月日

令和8年5月13日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和8年6月5日から令和8年10月5日まで

5 意見書の提出先

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年6月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大東土地株式会社
寝屋川市香里本通町5番11号
代表取締役 大東 範行
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヒルズコート
八幡市美濃山ヒル塚31番地の1ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ナップス 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 株式会社ゲオホールディングス 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	株式会社ナップス 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時 株式会社ゲオホールディングス 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	令 8. 5. 14	顧客の利便性向上のため
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時30分まで	午前9時30分から午前0時30分まで		
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所（敷地南東側）	2箇所（敷地南東側及び敷地北東側）		

- 2 届出年月日
令和8年5月13日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和8年6月5日から令和8年10月5日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年6月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市富野東田部24の4
（関連区域）
城陽市富野東田部24の2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
城陽市富野乾垣内63
西村 高典

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第55号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年6月5日
京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量
自動車用レギュラーガソリン 76,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日
令和8年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
伊丹産業株式会社
伊丹市中央5丁目5番10号
- 5 落札金額
12,038,400円

- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年2月13日



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年6月5日
京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
交通安全施設に係るデジタル回線接続業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
 - ア 回線等の設置
契約日から令和9年2月28日（日）まで
 - イ 回線利用期間
令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）まで
 - (4) 履行場所
京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係
電話075-451-9111 内線2274
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付
 - ア 交付期間
令和8年6月5日（金）から令和8年7月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。
 - イ 交付場所
(1)と同じ。
 - ウ 交付方法
 - (ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。
 - (イ) 郵送により交付を受ける場合
宛名が記載されているレターパックライトの封筒を同封の上、申し込むこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全

て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「電気・通信機器類」—小分類「電気通信機器」

イ 大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」

(3) 1の(1)の業務を確実に履行することができると思われる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者であること。

(6) 契約の履行後、保守、点検その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和8年6月5日（金）から令和8年6月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年7月17日（金）午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年7月16日（木）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、初期費用（税抜額）及び回線利用料（税抜月額に回線利用期間（令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）までの60箇月）に回線数（220回線）を乗じた金額）の総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) Main content of contract

A set of digital circuit connection services for traffic safety facilities

(2) Due date for tender from submission by mail

Thursday, July 16, 2026

(3) The time, date and place for the opening of tender

10:00 a.m., Friday, July 17, 2026

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550, Japan

(4) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550, Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2274

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第91号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月5日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀久雄

40,889人

京都府選挙管理委員会告示第92号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年6月5日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀久雄

355,554人

京都府選挙管理委員会告示第93号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月5日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29,557人
上 京	区	20,571人
左 京	区	40,212人
中 京	区	29,429人
東 山	区	9,027人
山 科	区	35,622人
下 京	区	21,468人
南	区	27,210人
右 京	区	52,914人
西 京	区	39,574人
伏 見	区	72,791人
福 知 山	市	20,388人
舞 鶴	市	20,792人
綾 部	市	8,627人
宇治市及び久世郡		54,019人
宮津市及び与謝郡		10,570人
亀 岡	市	23,923人
城 陽	市	20,674人
向 日	市	15,523人
長岡京市及び乙訓郡		27,124人
八 幡	市	18,861人
京田辺市及び綴喜郡		23,570人
京 丹 後	市	14,038人
南丹市及び船井郡		11,792人
木津川市及び相楽郡		33,210人